

政策目標 5 環境に配慮した行動を実践するまち 【皆が行動できるパートナーシップ形成】



■ 市の取り組み

基本方針(9) 環境教育・環境学習の充実

- ・未来を担う子どもたちに向けて、学校における環境教育の充実を図ります。
- ・市民が参加しやすい環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図ります。
- ・庁内の環境意識の向上を図ります。

施策⑳ 学校における環境教育の充実

施策㉑ 地域における環境学習機会の拡充

施策㉒ 庁内の環境意識の向上

基本方針(10) 環境活動の促進

- ・市民、事業者の環境に配慮した活動に対する支援を行います。
- ・様々な媒体を活用しながら、市内の環境に関する情報発信を行います。

施策㉓ 環境に配慮した活動への支援

施策㉔ 環境に関する情報の発信

施策㉕ パートナーシップの強化



環境フェア

■ 市民の皆さまの取り組み例

- 環境学習講座を受講し、環境にやさしい行動を日常生活で実践します。
- 身の回りや地域の環境活動についての情報発信に協力します。
- 学校や地域の環境教育活動や環境学習講座などに協力します。
- 地域で行われる環境活動やイベントに参加・協力します。
- 環境活動の情報を共有し、ネットワークづくりにつなげます。



■ 事業者の皆さまの取り組み例

- 環境に関する研修等を受講し、環境に配慮した事業活動を実践します。
- 環境に関する研修や勉強会などを職場で実施し、従業員の環境意識の向上を図ります。
- 身の回りや地域の環境活動についての情報発信に協力します。
- 施設見学の受け入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 地域で行われる環境活動やイベントに参加・協力します。
- 環境に配慮した事業活動の情報を共有し、ネットワークづくりにつなげます。



茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し 概要版

令和8(2026)年3月 発行

発行 茅ヶ崎市

編集 環境部環境政策課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7176 (直通)

FAX 0467-57-8388

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



茅ヶ崎市環境基本計画

Chigasaki-City The Basic Environmental Master Plan

中間見直し 概要版

茅ヶ崎市

令和8(2026)年3月策定

1 茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像

『持続可能な社会』の実現に貢献



私たちが目指すべき将来の茅ヶ崎市では、まちづくりから市民生活、事業活動に至るまで、あらゆる場面で環境への配慮が根底に据えられています。

美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、市街地のみどり、文化遺産等が生活の基盤となる貴重な財産として認識され、そのさまざまな機能を発揮しつつ、適切に保全・維持管理されています。市内では、自然と調和した美しい景観が保たれており、そうした環境の中で多様な生きものが健全な状態で生息・生育しています。

市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・脱炭素型の生活や事業活動を実践しています。気候変動に適応した取り組みが進み、気候変動による影響を回避・軽減できるまちになっています。

また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した暮らし方、環境について学び、行動する姿勢は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。

本計画に掲げられた環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体の連携のもと進められています。また、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。

そして、こうした取り組みは市域を超えた発信によって、『持続可能な社会』の実現に貢献しています。

残りの5年は、これまで以上に市民や事業者の皆さまと市が力を合わせて取り組みを進めることが大切ぞよ！

一人ひとりの行動や、地域に根ざした取り組みで、将来像の実現をぐっと近づけましょう



2 環境基本計画の目的・中間見直しのポイント

茅ヶ崎市環境基本計画は、茅ヶ崎市のより良い生活環境を創造し、持続可能な社会の実現を目指すために制定された「茅ヶ崎市環境基本条例」の基本理念の実現に向けた取り組みを具体化するために策定されるものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画でもあります。

今回の中間見直しにあたっては、社会情勢の変化と中間評価などを踏まえ、以下の6つのポイントについて熟慮した計画としました。

■ 中間見直しのポイント

指標の見直し	市民・事業者の皆さまに伝わりやすい計画
2050年脱炭素シナリオと令和12(2030)年度削減目標の見直し	ウェルビーイングの実現
分野横断的な取り組みの明確化	ネイチャーポジティブ・サーキュラーエコノミー移行の視点

3 計画の期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間の計画です。中間見直し後の計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間です。

4 計画の範囲

身近な地域レベルの環境問題から気候変動などの地球規模の環境問題までを総合的に捉え、5つの分野に構成しました。

対象地域は茅ヶ崎市全域ですが、広域的な取り組みが必要なものは、国、県、周辺市町などと協力しながら課題解決に取り組みます。

■ 5つの対象分野



5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市民、事業者、市とし、公平な役割分担の下に各々がその役割に応じ、環境に配慮した行動を実践します。

市民	事業者	市
<ul style="list-style-type: none"> • 自らが取り組みの主体であることを自覚し、取り組みを推進するための活動に参画します。 • 日常生活の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、市や事業者との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 事業活動を行うにあたり、地域社会との調和を図るよう努めます。 • 事業活動の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、事業活動そのものを環境負荷低減型へと移行していくよう取り組みます。 • 市民や市との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境配慮に積極的に取り組むとともに、本計画に示す施策の確実な推進及び計画の進行管理を行います。 • 市民や事業者との連携・協力による環境施策の推進に必要な仕組みづくり等の基盤整備を行います。

6 将来像の達成に向けた取り組み

政策目標 1 自然と人が共生するまち 【ネイチャーポジティブの実現】



■ 市の取り組み

基本方針 (1) 生物多様性の保全

- ・貴重な生きものが生息・生育するみどりの保全・再生に取り組むとともに、市民、事業者と連携・協力しながら市内の生きものの生息・生育の実態を把握します。
- ・生きもののために生物多様性を保全することが、同時に人間の日常生活を支え豊かにしてくれていることを市民や事業者に普及・啓発します。

- 施策① 重要度の高い自然環境の保全
- 施策② 生きものの生息・生育環境の保全
- 施策③ 生物多様性の保全に向けた理解の促進

基本方針 (2) みどりの保全

- ・人々が身近にふれあう公園、緑地、水辺など、まちなかの温度上昇の抑制、二酸化炭素の吸収、大気の浄化や景観保全など多面的な効果を持つみどりの保全に努めます。

- 施策④ 公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進
- 施策⑤ 河川・水辺、海岸の保全、整備
- 施策⑥ 農地、森林の保全



清水谷
(特別緑地保全地区)

■ 市民の皆さまの取り組み例

- 樹林地や水辺空間、公園の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加します。
- 市や地域の緑化活動に進んで協力、参加します。
- 自然観察会や体験型学習イベントなどに積極的に参加します。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深め、対策に協力します。
- 事業者や市と協力しながら、国の生物多様性や緑地保全の認定制度等を活用した生物多様性保全活動に取り組めます。



■ 事業者の皆さまの取り組み例

- 市民や市が実施する自然観察イベントや美化活動に積極的に協力・参加します。
- 市や地域で行う緑化活動に協力します。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深め、対策に協力します。
- 市民や市と協力しながら、国の生物多様性や緑地保全の認定制度等を活用した生物多様性保全活動に取り組めます。



政策目標 2 良好な生活環境が保全されているまち 【住み続けたい住環境の維持】



■ 市の取り組み

基本方針 (3) 良好な生活環境の保全

- ・暮らしの中から生じる公害の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を行います。
- ・大気、水質、騒音など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。
- ・水循環の維持・回復のために、雨水の地下浸透を促進します。

- 施策⑦ 公害防止対策の推進
- 施策⑧ 健全な水循環の維持
- 施策⑨ 地域での生活環境の保全

基本方針 (4) 快適な生活環境の形成

- ・まちの美化に関する市民、事業者の意識の高揚を図ります。
- ・魅力的で快適な景観づくりを推進します。

- 施策⑩ まちの美化の推進
- 施策⑪ 良好な景観形成の推進



海岸清掃
(美化キャンペーン茅ヶ崎)

■ 市民の皆さまの取り組み例

- 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- 車などを運転するときはエコドライブに努め、騒音や振動の発生を抑えた運転を心がけます。
- 油や調理くずは下水に流さず、適切に処理します。
- 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄は行いません。
- 喫煙は決められた場所でマナーを守ります。
- ペットの適正飼養に努めます。
- 美化キャンペーンなどに参加します。



■ 事業者の皆さまの取り組み例

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物資の漏洩などの防止に努め、関係法令を遵守します。
- 車などを運転するときはエコドライブに努め、騒音や振動の発生を抑えた運転を心がけます。
- 野焼きは原則行いません。
- 地下水の揚水量を把握し、適正利用に努めます。
- 事業所や周辺の清掃・美化に努め、地域の美化キャンペーンなどに参加します。

政策目標3 資源を大切に作る循環型のまち 【サーキュラーエコノミーへの転換】



■ 市の取り組み

基本方針(5) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

・「資源循環型まちづくり」に向け、「ごみ」の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、要らないものを買わない・断る（リフューズ）の4Rに関する施策を積極的に推進します。

施策⑫ 4Rの推進

施策⑬ ごみの排出抑制と受益者負担の適正化

基本方針(6) 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

・「ごみ」の自区域内処理の原則のもと、地球環境に負荷を与えない、地域経済の発展に寄与する「資源循環型まちづくり」を目指したごみ処理システムを構築します。

施策⑭ 適正な収集・運搬の実施

施策⑮ 適正な処理・処分の実施



寒川広域リサイクルセンター

■ 市民の皆さまの取り組み例

- すぐごみになるようなもの、リユース・リサイクルしにくいものは選ばないようにします。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使い、エシカル消費を心がけます。
- マイバッグやマイボトルを使用し、可能な限りレジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないようにします。
- 食べ残し等が発生しないよう、食材の使いきり、食べきりを心がけるとともに、食品の適切な量の購入に努め、食品ロスを出さないように配慮します。
- リユースできるものは繰り返し使用し、リサイクルできるものは資源物としてリサイクルします。
- ごみは分別ルールを守り、正しく分別してごみを出すことを徹底することで、循環型、脱炭素型社会の構築に貢献します。



■ 事業者の皆さまの取り組み例

- 使用する材料のロスをできるだけ減らす、再利用が容易な梱包材を使用するなど、事業活動からのごみの排出量を減らします。
- 使い捨てプラスチック類や包装、容器の使用を控え、代替製品の使用を検討します。
- 賞味・消費期限、販売期限の延長や量り売り、小盛りや食べ残しのお持ち帰りなど食品ロスを出さないように配慮します。
- 資源化しやすい環境に配慮した製品の設計・製造・販売に努めます。
- 事業系ごみの排出ルールに基づき、ごみの分別、適正な排出を行います。
- 資源にできるものは主体的に回収し、ごみのリサイクルに協力します。

政策目標4 気候変動に対応できるまち 【2050年カーボンニュートラルを目指す】



■ 市の取り組み

基本方針(7) 気候変動緩和策の推進

- ・温室効果ガス排出抑制を目指し、エネルギーや資源を賢く使うライフスタイル、事業活動への転換を促進します。
- ・自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入を促進します。
- ・省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行います。

施策⑯ ライフスタイル・ビジネススタイルの脱炭素化促進

施策⑰ 再生可能エネルギーの積極的導入・活用促進

施策⑱ まちの脱炭素化促進

施策⑲ 吸収源対策の推進

基本方針(8) 気候変動適応策の推進

- ・気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力を強化します。
- ・気候変動適応策の必要性の周知・啓発を行います。

施策⑳ 自然災害対策の推進

施策㉑ 健康被害対策の推進

温室効果ガス削減目標

令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で市内の二酸化炭素(CO₂)総排出量を46%削減します



EV用普通充電設備
(茅ヶ崎公園)

■ 市民の皆さまの取り組み例

- 省エネルギーや環境に配慮した取り組みの情報を得て、可能な限り実践します。
- 設置が可能であれば、太陽光発電システムや蓄電池を導入します。設置ができない場合は、再生可能エネルギーを活用した電力を販売する電気事業者を選ぶようにします。
- 住宅の新築・改築時には、省エネルギー住宅、環境配慮型住宅、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）など、省エネルギー性能の高い住宅を検討します。
- 車を購入する際には、ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）を選ぶことを検討します。
- ハザードマップの確認やマイ・タイムラインの作成、防災気象情報メールの登録など大雨などの発生に備えた防災対策を行います。



■ 事業者の皆さまの取り組み例

- 設備の適切な運転管理と保守点検の実施などの運用改善（エコチューニング）を実施します。
- 「省エネ診断」を受診し、効率的な機器の運転や事業所に適した高効率の設備機器や照明などを導入します。
- 設置が可能であれば、太陽光発電システムや蓄電池を導入します。設置ができない場合は、再生可能エネルギーを活用した電力を販売する電気事業者を選ぶようにします。
- 車を所有している場合は、ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）に変えることを検討します。
- ハザードマップの確認やBCP（事業継続計画）の作成、防災気象情報メールの登録など大雨などの発生に備えた防災対策を行います。
- 熱中症の重篤化を防止するための「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」を行い、「熱中症警戒アラート」が発令された際に、予防行動を取れるようにします。